

平成 29 年（2017）7 月 15 日（土） 岐阜県人会（都道府県会館）

象徴天皇のお務めと高齢社会の在り方

（京都産業大学名誉教授・モラロジー研究所研究主幹） 所 功

序 身近な高齢化問題

- ・私、昭和 16 年（1941）12 月、岐阜県揖斐郡小島村（現揖斐川町小島）生まれ
- ・平成 24 年 4 月 70 歳で定年退職、京都→（郷里）→小田原（娘家族の隣）
- ・春秋の勉強会を続行
 - 〔 3 月春分、大垣で稲川誠一先生を偲ぶ集い
 - 〔 9 月秋分、揖斐川町で広木忠信に学ぶ集い

I 牧野英一博士と民法

- ・明治 11 年（1878）高山出身～ 昭和 45 年（1970）92 歳
- ・民法・刑法学者（明治民法功労者 穂積陳重博士の門人）
- ・昭和 22 年、改正民法（家族法・相続法）に貢献『家族生活の尊重』（有斐閣）
 - 〔 730 条「直系血族及び同居の親族は、互いに扶け合わなければならない」
 - 〔 877 条「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある」
 - 〔 897 条「系譜・祭具（神棚・仏壇など）及び墳墓の所有権は・・・慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者がこれを承継する」（分割相続不可）

II 「美濃菊」と「養老泉」

- ・「美濃菊」羽島の太田正吾氏（元治元年 1864～ 昭和 31 年 1956）92 歳
明治 12 年（1879）ころ当時の美濃菊と京都の一文字菊を交配し新種を完成
地元 → 県内 → 秋の園遊会／東京オリンピック会場など
- ・「養老泉」元正女帝（680～748）38 歳の 9 月 10 日美濃に行幸、翌年 2 月 7 日再幸
「養老」改元（717）詔書「多度山の美泉を覽て自ら手面を洗ひしに、皮膚滑かなるが如し。亦、痛き処を洗ひしに、除き癒えずといふことなし。また就きて飲み浴る者は、或は白髪黒に反り、或は頰髪更に生じ、或は闇き目明なるが如し。・・・」
※今秋「養老改元 1300 年祭」（5 年前「養老改元の意義」HP かんせい PLAZA）

III 象徴天皇のお務め IV 「高齢譲位」の在り方

参照：別紙レジュメ、拙著『象徴天皇「高齢譲位」の真相』（ベスト新書）